

◇ 交際費に含まれる租税公課

Q : 当社では取引先を温泉旅館に招待して接待をしたのですが、この温泉旅館の勘定内訳にある入湯税を租税公課、送迎のタクシー代を旅費交通費として経理して、交際費等から除外することはできますか。

A : このような場合の入湯税やタクシー代は、税務上、交際費等になります。

【解説】

交際費等とは、得意先等の接待、供応、慰安、贈答のために支出した一切の費用をいい、費用の形態によって判断はしないことになっています。

したがって、ご質問の入湯税やゴルフ場で接待した場合に支出するゴルフ場利用税なども、接待行為に伴って支出される費用ですから、たとえ租税公課などの科目で処理していても、交際費等に含めなければなりません。

また、送迎のためのタクシー代については、旅館の勘定書きに記載されているものも、会社が別途タクシー会社に支払うものも、交際費等になります。

ところで、旅館の勘定書きに記載されている消費税等（消費税及び地方消費税）ですが、①御社が税込経理をしているときは、消費税等を含めた金額で費用計上が行われますので、交際費等に含まれることになり、②御社が税抜経理をしているときは、交際費に係る消費税等のうち控除対象外消費税額等となった金額は、交際費等に含まれることになります。

